

大規模小売店舗立地法第8条1項・2項の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年6月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成19年2月9日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設に関する届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ新田店 高松市新田町甲680番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
(1) 周辺に学校があることから、環境に配慮した交通安全対策の実施を徹底するとともに、市道における通行の円滑の確保を図るための方策を講じること。
(2) ゴミ・清掃、除草等を定期的に行うなど、周辺の道路の適正利用促進に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成19年6月22日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで